

株主各位

福井県大野市鋤掛20号1番地2

株式会社松屋アールアンドディ

代表取締役
社 長 後 藤 秀 隆

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時）
2. 場 所 福井県大野市鋤掛20号1番地2 本社2階会議室
3. 目的事項
報告事項 第38期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
第38期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会書類、事業報告、計算書類並びに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.matsuyard.com/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 全般的状況

当連結会計年度における我が国経済は、米中貿易摩擦やアジアでの輸出低迷等により不安定な状況で推移し、消費増税等の影響で個人消費が低迷しました。また、年度終盤には新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により先行き不透明な状況となっております。

このような環境の中、縫製自動機事業においては、製造業の設備投資費用が削減されることも予想されますが、当社グループを取り巻く縫製にまつわる業界においては、人手不足を背景に縫製機器の自動化への需要が高まっており、縫製自動機事業における主力のレーザー裁断機やエアバッグメーカー向けの縫製自動機の開発、販売を強化してまいりました。

また、縫製品事業においては、血圧計腕帯について健康志向の高まりを背景として安定的に生産量を増やしてまいりました。カーシートカバーやエアバッグの属する自動車業界では上記の環境から今後の業界動向としては不透明な状況であるものの、当社グループでは海外での生産拠点を活用するほか、当社製の縫製自動機を工程に活用することによりコストを抑えることで、当社グループへの生産委託を促し、カーシートカバーやエアバッグの縫製品の生産拡大に繋げてまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高8,631,168千円（前年同期比14.8%増）、営業利益407,791千円（同126.0%増）、経常利益380,826千円（同70.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は223,041千円（同96.2%増）となりました。

② 事業部門別状況

A) 縫製自動機事業部門

縫製自動機事業につきましては、アメリカを中心とした貿易摩擦により中国、メキシコにおいて投資需要が一時的に停滞したことを背景に売上が減少したほか、ヨーロッパのエアバッグメーカー向け縫製自動機で新規開発品の受注があり、開発費用が増加した結果、売上高は868,551千円（前年同期比26.1%減）となり、セグメント損失は115,302千円となりました。

B) 縫製品事業部門

縫製品事業につきましては、血圧計腕帯について健康志向の高まりを背景とした受注が堅調に推移したほか、カーシートカバーにおいては北米向けの車種を中心に生産量が増加し、エアバッグについても顧客からの生産移管が進み、生産量が大きく増加しました。以上の結果、売上高は7,762,616千円（前年同期比22.4%増）、セグメント利益は736,990千円（前年同期比74.4%増）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高(千円)	構成比(%)
縫製自動機事業	868,551千円	10.1%
縫製品事業	7,762,616千円	89.9%
合計	8,631,168千円	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、総額35,498千円であり、その主なものは、連結子会社であるMatsuya R&D (Vietnam) Co., Ltd.、Matsuya R&D (Myanmar) Co., Ltd. 及びタカハタ株式会社における生産体制の合理化と設備の更新を中心として、最新の縫製自動機の購入などです。

(3) 資金調達の状況

当期において増資、社債発行及び長期借入金等による重要な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により国内の消費活動が落ち込む中、当業界におきましても厳しい状況が続くものと思われまます。

このような環境の中、当社グループは、以下の経営理念のもと、長年培ってきた開発力・技術力を基盤として、優れた品質の製品を安定供給することにより、顧客満足度の向上を図るとともに、取引先・協力会社・地域社会・投資家の皆様方と従業員からの信頼と期待に応えられる企業を目指しております。

〔経営理念〕

Safety & Medical Healthcareを通して科学技術の向上を図り人類に貢献する。

上記の経営理念をもとに当社としましては、人々の健康志向に対する関心や健康器具への需要は高まっており、縫製機器の自動化が日々進化していく中で、裁断から縫製までの工程を揃える最先端の技術と特許を生かした製品を提供し、顧客の生産力向上に貢献できることと思ひます。

当社は事業環境の変化に柔軟に対応し、事業基盤を一層拡大していくため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 研究開発力の強化

当社グループ各事業の持続的発展のためには、技術競争力に裏打ちされた様々な研究開発が必須であります。当社グループが縫製品の自動化に携わること30年以上、様々な顧客（メーカー等）のニーズに対応するべく、3D縫製の双腕ロボットによる縫製自動機、エアバッグ用2ヘッド自動縫製ステーション及びエアバッグ用新型リニア式レーザー等の高い水準の技術及び知識の蓄積を行ってきました。これまで培った技術競争力を活かすとともに、新たに設置したMATSUYA INNOVATION CENTER (MIC) が中心となって自動化、省力化のための縫製技術を備えた製品開発を推し進め、さらには次世代技術（AI搭載の縫製自動機等）の研究開発も進めてまいります。

② 生産体制・生産能力の強化

当社グループの属する市場は日々変化しております。こうした市場環境の変化に柔軟に対応した製品を常に供給できるよう、開発パートナーの開拓と協力関係の強化や、積極的な採用活動と社内教育体制の強化などを行い、生産体制の構築・強化を進めてまいります。また、製造工程における新たな縫製自動機などの導入も順次検討し、更なる生産能力の強化を図ってまいります。

③ 品質の向上

当社グループが掲げている経営理念「Safety & Medical Healthcareを通して科学技術の向上を図り人類に貢献する。」のもと、当社グループによって生産された製品は最終ユーザーである個人の人命に係わる製品が多くあります。

現在ISO9001及びIATF16949を取得し、品質の管理・徹底を継続的に図っておりますが、今後は更なる製品品質の向上と顧客満足度の向上を保証する品質管理体制の強化を継続するとともに、当社グループ各部門の連携をより強化することで、当社グループ全体の品質レベルを向上してまいります。

④ 新しい販路及び取引先の拡大

当社グループは、これまで特定の取引先との取引の依存度が高い状態にありましたが、当該状況を解消すべく取引先の増加に取り組んでまいりました。その結果、一定の成果を得るに至りましたが、更なる基盤の構築に向けて新規案件・新規顧客を獲得していくことが課題と認識しております。そのため、当社グループでは、既存取引先との取引拡大に加え、人材採用・育成体制の整備等により営業体制の強化を進め、新しい販路の開拓等、様々な取引先増加に向けた施策を実行してまいります。

⑤ 営業力の強化

日々変化する市場環境に対応するために、適切な判断と迅速な行動を兼ね備えた営業力の強化が必要であると考えております。今後、海外市場で大きな需要が見込まれることから、優秀な人材の継続的な採用活動を行うとともに、社内教育・育成を進め、海外での営業力の強化にも努めてまいります。

⑥ 収益力の強化

収益力の強化のためには、各種コストの低減が重要課題の一つと認識しており、最適な調達体制・生産体制を構築する必要があります。そのために、生産技術力の向上による生産効率の良い生産体制を構築し、各種コストの低減に取り組んでまいります。

⑦ 人材確保・育成

現在、当社グループの保有する生産技術を次の世代に確実に継承するだけでなく、今後の当社グループの事業の中核を担う人材の確保と育成が急務であると考えております。それに合わせて、従業員の実績を適切に評価できる人事評価体制を整備し、経営環境の変化に対応できる人材教育体制の構築に取り組んでまいります。

⑧ 財務基盤の強化

当社グループは、事業の拡大に伴う設備投資資金を、主として金融機関からの借入により調達してきたことから、有利子負債が増加傾向にあります。このため、経営基盤の強化を図るべく、財務体質の改善が急務であると考えておりますが、有利子負債の圧縮と自己資本比率の向上に努めることで、より健全性の高い企業経営を目指してまいります。

⑨ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考えております。

このため、会社法、金融商品取引法及びその他法令を遵守するコンプライアンス体制を継続して強化していくとともに、内部牽制が機能する管理体制を構築することで、株主や取引先など、全てのステークホルダーの信頼に応える組織を目指してまいります。

また、これらの管理体制を継続的に維持するため、毎年全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第38期
	2020年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	8,631,168
経常利益 (千円)	380,826
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	223,041
1株当たり 当期純利益 (円)	99.13
総資産 (千円)	5,054,022
純資産 (千円)	2,002,527

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第37期（2019年3月期）以前については記載していません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第35期	第36期	第37期	第38期
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期 (当事業年度)
売上高 (千円)	1,505,519	1,475,591	2,239,178	2,324,725
経常利益 (千円)	48,120	266,502	57,005	77,740
当期純利益 (千円)	58,934	220,727	41,745	20,382
1株当たり 当期純利益 (円)	26.19	98.10	18.55	9.06
総資産 (千円)	441,861	505,089	546,834	567,217
純資産 (千円)	1,435,345	1,679,195	1,716,328	1,902,086

(注) 2019年3月27日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
瑪茨雅商貿(上海)有限公司	14 万米ドル	100.0	縫製自動機の販売等
Matsuya R&D (Vietnam) Co., Ltd.	50 万米ドル	100.0	血圧計腕帯の製造・販売 カーシートカバーの製造・販売 エアバッグの製造・販売 その他製品の製造・販売
Matsuya R&D (Myanmar) Co., Ltd.	217 万米ドル	100.0	血圧計腕帯の製造
タカハター株式会社	1 百万円	100.0	カーシートカバーの製造・販売

(7) 主要な事業内容

セグメントの名称	主要製品
縫製自動機事業	縫製自動機の開発・製造・販売等
縫製品事業	血圧計腕帯の製造・販売 カーシートカバーの製造・販売 エアバッグの製造・販売 その他製品の製造・販売

(8) 主要な営業所および工場

当社	本社	株式会社松屋アールアンドディ (福井県大野市)
	事務所	株式会社松屋アールアンドディ (福井県福井市)
子会社	日本	タカハター株式会社 (宮城県栗原市)
	海外	瑪茨雅商貿(上海)有限公司 (中華人民共和国上海市)
		Matsuya R&D (Vietnam) Co., Ltd. (ベトナム社会主義共和国ドンナイ省)
Matsuya R&D (Myanmar) Co., Ltd. (ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市)		

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,370名	1名減

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く。）はその総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32名	2名増	46.8歳	10.8年

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	110,596千円
株式会社三菱UFJ銀行	145,000千円
越前信用金庫	265,320千円
株式会社みずほ銀行	50,000千円
株式会社三井住友銀行	200,000千円
東京センチュリー株式会社	174,616千円
株式会社七十七銀行	100,000千円

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	960,000千円
借入実行残高	595,000千円
差引額	365,000千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

2020年4月6日をもって、当社は東京証券取引所マザーズ市場に株式上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 9,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 2,250,000株
 (3) 株主数 8名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
後藤 秀隆	600,000 株	26.67 %
後藤 倫啓	550,000 株	24.44 %
後藤 匡啓	550,000 株	24.44 %
オムロンヘルスケア株式会社	250,000 株	11.11 %
ゴトウホールディング株式会社	100,000 株	4.44 %
CBC株式会社	100,000 株	4.44 %
NVCC7号投資事業有限責任組合	57,000 株	2.53 %
後藤 久代	43,000 株	1.91 %

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2019年3月28日
新株予約権の数		400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり170,000円 (1株当たり1,700円)
行使の条件		(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。 (2)新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。 (3)新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行行使できないものとする。 (4)その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の行使期間		2021年3月29日から 2029年3月28日
役員 の 保有 状況	取締役	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 5名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
後藤 秀隆	代表取締役社長	瑪茨雅商貿（上海）有限公司 董事長 Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd. 会長 Matsuya R&D (Myanmar) Co.,Ltd. 代表取締役 タカハター株式会社 代表取締役社長
中野 雅史	取締役副社長	
長谷川 克人	取締役営業二部長	瑪茨雅商貿（上海）有限公司 董事
赤澤 勇夫	取締役営業一部長	Matsuya R&D (Myanmar) Co.,Ltd. 取締役 タカハター株式会社 取締役
杉本 賢治	取締役人事総務部長	瑪茨雅商貿（上海）有限公司 監事 Matsuya R&D (Myanmar) Co.,Ltd. 取締役 タカハター株式会社 取締役
松川 浩一	取締役経理部長	
佐々木 豊	取締役	株式会社ビザライト 代表取締役 株式会社ビザライトワークス 代表取締役 株式会社トランザス 社外取締役（監査等委員）
田中正一	常勤監査役	
錦見 光弘	監査役	錦見光弘公認会計士事務所 代表 株式会社セントウルコンセプト 代表取締役 イートアンド株式会社 社外取締役（監査等委員） Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd. 監査役
漆間 圭吾	監査役	九頭竜法律事務所

(注) 1. 取締役 佐々木豊氏は社外取締役、監査役 田中正一氏、錦見光弘氏及び漆間圭吾氏は、社外監査役であります。

2. 取締役の任期は、2020年2月17日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査役の任期は、2020年2月17日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 社外監査役田中正一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

5. 社外監査役錦見光弘氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

6. 社外監査役漆間圭吾氏は、弁護士としての資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。尚、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1)	82,078千円 (4,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	8,580千円 (8,580千円)
合計	10	90,658千円

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「4. 会社役員に関する事項(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	取締役会出席	主な活動状況
佐々木豊	社外取締役	取締役会 21回中21回	企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、グローバル経営の視点から経営全般にわたり意見を述べるなど、種々発言を行っております。
田中正一	社外監査役	取締役会 21回中21回 監査役会 17回中17回	出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、有益な発言を適宜行っております。
錦見光弘	社外監査役	取締役会 21回中21回 監査役会 17回中17回	公認会計士として培ってきた豊富な経験、見地から、取締役会及び監査役会において有益な発言を適宜行っております。
漆間圭吾	社外監査役	取締役会 21回中21回 監査役会 17回中17回	弁護士としての専門的知識に基づき、取締役会及び監査役会において有益な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

30,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に関して、会社法第399条第1項の規定に基づき監査役会にて審議いたしました。その結果、監査内容に対して、提案された報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額であること等を確認し、総合的に判断のうえ同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

① 会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

② 会計監査人が会社法第337条第3項に定める欠格事由に該当するなど、当社の会計監査人としての資格が欠如する場合や、業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合には、監査役会は監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

① 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社グループは事業活動における法令・企業倫理・社内規則等を遵守し、併せて企業不祥事の撲滅を目指すため、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築しております。また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長に対してその報告を行っております。更に、併せて内部通報制度（ホットライン）を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は文書管理規程に基づき、文書事務の組織的かつ効率的な運営を図っております。また、取締役は取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書など取締役の職務の執行に係る重要文書を、文書管理規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理しております。

③ 損失の危険に関する規程その他の体制

当社グループでは経済的損失、事業の中断・停止、信用・ブランドイメージの失墜をもたらす、当社の経営理念、経営目標、経営戦略の達成を阻害するさまざまなリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、各事業部及び子会社から洗い出されたリスクについて、適宜報告を受ける体制を整備しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
当社取締役会を原則として月1回開催し、意思決定の迅速化、機動的経営の実行を図るべく、重要事項の決定を行っております。尚、当社グループ全体の事業年度計画を策定するとともに、組織、職務、権限等の規則を整備し、効率的な業務執行が行われるように努めております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
関係会社についても、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築し、その徹底を図っております。また、関係会社の業務の適正を判断するため、「関係会社管理規程」を定めており、全般的な管理方針及び諸手続、指導、育成、協力を促進して、企業グループとしてその健全な発展と経営効率の向上を図り、適正な業務の運営を維持します。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の他の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くことができます。尚、その使用人が監査業務の補助を行う場合は、指揮・命令・監督権は監査役会に移譲されたものとし、他の取締役からの独立性を確保いたします。
- ⑦ 当社グループの役員及び使用人が監査役会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行い、法令、定款及び社内規程、その他重要な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、当社ホットライン等内部通報制度を通じて、監査役に報告します。尚、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。
- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を実施いたします。また、代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催いたします。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
当社グループは、「反社会的勢力対応に関する基本方針」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、いかなる場合においても、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを定めております。また、反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、代表取締役社長以下組織全体として対応するとともに、所轄警察・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした対応を行って参ります。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制
当社グループは、「出資者・資金提供者の理解と支持」の行動規範の下、子会社を含めグループ一丸となって、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係わる内部統制の体制整備と強化を図っております。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については下記の通りとなります。

① 取締役会の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役1名を選任し、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度においては、取締役会を21回開催しております。

② 監査役会の監査

監査役会を構成する3名の監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査などを実施し、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を取り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

③ コンプライアンス体制の強化・推進

当社は、コンプライアンス規程に基づき、国内外法令及び社内規程を遵守し、社内規範を尊重した節度と良識ある行動を徹底させることを目的に、コンプライアンス委員会を原則として四半期に1回開催し、コンプライアンスに係る重要事項を審議しております。また、内部通報制度（ホットライン）を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。

④ 内部監査室の監査

内部監査室は、当社各部署及び当社グループ各社が、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について、書類の閲覧及びヒアリング等を通じて監査を実施しております。内部監査室はこれらの監査結果について、取締役会において報告を行っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから当事業年度においては配当を実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

尚、内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた運転資金として有効活用していく所存であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。

また、当社は取締役会決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,004,243	流 動 負 債	2,354,766
現金及び預金	768,434	支払手形及び買掛金	1,042,108
受取手形及び売掛金	1,105,684	短期借入金	869,616
商品及び製品	531,398	1年内返済予定の長期借入金	62,304
仕掛品	468,803	リース債務	177,934
原材料及び貯蔵品	945,786	未払法人税等	25,224
その他	184,136	賞与引当金	26,872
固 定 資 産	1,049,778	受注損失引当金	8,241
有形固定資産	960,884	その他	142,465
建物及び構築物	226,334	固 定 負 債	696,728
機械装置及び運搬具	58,314	長期借入金	113,612
土地	100,319	退職給付に係る負債	112,176
リース資産	13,041	リース債務	384,143
使用権資産	523,195	繰延税金負債	36,590
その他	39,678	その他	50,205
無形固定資産	6,000	負 債 合 計	3,051,494
投資その他の資産	82,893	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	17,461	株 主 資 本	2,129,275
その他	65,431	資本金	125,000
		資本剰余金	17,351
		利益剰余金	1,986,923
		その他の包括利益累計額	△126,747
		為替換算調整勘定	△126,747
		純 資 産 合 計	2,002,527
資 産 合 計	5,054,022	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,054,022

連 結 損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,631,168
売上原価		7,424,153
売上総利益		1,207,015
販売費及び一般管理費		799,224
営業利益		407,791
営業外収益		
受取利息	776	
受取配当金	0	
為替差益	20,325	
その他	4,254	25,357
営業外費用		
支払利息	43,984	
上場関連費用	6,850	
その他	1,488	52,322
経常利益		380,826
税金等調整前当期純利益		380,826
法人税、住民税及び事業税	91,548	
法人税等調整額	66,236	157,785
当期純利益		223,041
親会社株主に帰属する当期純利益		223,041

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2019年4月1日残高	125,000	17,351	1,763,882	1,906,233
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			223,041	223,041
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	—	223,041	223,041
2020年3月31日残高	125,000	17,351	1,986,923	2,129,275

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
2019年4月1日残高	△128,397	△128,397	1,777,836
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益			223,041
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	1,649	1,649	1,649
連結会計年度中の変動額合計	1,649	1,649	224,690
2020年3月31日残高	△126,747	△126,747	2,002,527

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

② 連結子会社の名称

Matsuya R&D (Vietnam) Co., Ltd.

瑪茨雅商貿（上海）有限公司

Matsuya R&D (Myanmar) Co., Ltd.

タカハタ株式会社

③ 連結子会社の事業年度等に関する事項

会社名	決算日
Matsuya R&D (Vietnam) Co., Ltd.	12月31日 *1
瑪茨雅商貿（上海）有限公司	12月31日 *2
Matsuya R&D (Myanmar) Co., Ltd.	9月30日 *1
タカハタ株式会社	3月31日

*1：連結決算日現在で仮決算を実施しております。

*2：連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整が行われております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

i 商品・原材料・貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

尚、商品及び原材料の一部については先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

ii 製品・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

尚、製品及び仕掛品の一部については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産（リース資産を除く）

主として当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社における1998年4月1日以降に取得した建物及び構築物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

尚、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～12年
使用権資産	2～5年

ii 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

iii リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
- i 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ii 受注損失引当金
受注契約に係る案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- i 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ii 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。尚、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(IFRS第16号「リース」の適用)

当社グループは、在外連結子会社において、当連結会計年度の期首よりIFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、借り手は原則すべてのリースについて資産及び負債の認識をしております。

当該会計基準の適用については、経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度末の使用権資産（純額）が523,195千円、流動負債のリース債務が165,448千円、固定負債のリース債務が348,574千円それぞれ増加し、利益剰余金が6,861千円減少しております。

また、当連結会計年度の営業利益が23,819千円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益が6,861千円減少しております。

(在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱いに関する改正実務対応報告等の適用)

改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(2019年6月28日)を、当連結会計年度より適用しております。当該改正実務対応報告の適用が連結計算書類に及ぼす影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物 41,809千円

② 担保に係る債務

短期借入金 200,000千円

1年内返済予定の長期借入金 62,304千円

長期借入金 113,612千円

計 375,916千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

704,763千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,250,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心とし、また、資金調達については銀行借入金による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

尚、当社は、デリバティブ取引は原則として行っておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスクの管理

営業債権については、顧客に対して与信限度額を定めるとともに、回収方法として前受金の取得を取り入れることなどでリスク対策を実施しております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

ii 市場リスクの管理

外貨建ての営業債権債務については、為替リスク軽減のための為替予約を検討しているものの未だ実施には至っておりませんが、為替相場の継続的なモニタリングは実施しております。

iii 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経理部財務課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

iv 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場性がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	768,434	768,434	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,105,684	1,105,684	—
資産計	1,874,118	1,874,118	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,042,108	1,042,108	—
(2) 短期借入金	869,616	869,616	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	175,916	176,147	231
(4) リース債務 (1年内返済予定含む)	562,077	560,640	△1,436
負債計	2,649,718	2,648,513	△1,204

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務（1年内返済予定含む）

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

該当事項はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	890円01銭
1株当たり当期純利益	99円13銭

7. 重要な後発事象に関する注記

・公募による新株式の発行

当社は、2020年3月16日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、2020年4月3日に払込が完了しております。その概要は次のとおりであります。

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集） | |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 普通株式280,000株 |
| (3) 発行価格 | 1株につき910円 |
| (4) 発行価格の総額 | 254,800,000円 |
| (5) 引受価格 | 1株につき837.20円 |
| (6) 引受価格の総額 | 234,416,000円 |
| (7) 資本組入額 | 1株につき418.60円 |
| (8) 資本組入額の総額 | 117,208,000円 |
| (9) 払込期日 | 2020年4月5日 |
| (10) 資金の使途 | |

今回の公募による手取り額234,416千円につきましては、2020年3月26日に公表した「有価証券届出書の訂正届出書」に記載のとおり、連結子会社への投融資資金として研究開発資金、研究開発人員の人件費及び設備資金、当社の運転資金として人件費及び人材採用費に充てる予定であります。

・第三者割当増資による新株式の発行 オーバーアロットメントの売出しに係る発行

当社は、2020年4月6日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。当社は上場にあたり、2020年3月2日及び2020年3月16日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2020年5月8日に払込が完了いたしました。

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 発行株式数 | 普通株式68,500株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 1株につき773.50円 |
| (3) 募集株式の払込金額の総額 | 52,984,750円 |
| (4) 割当価格 | 1株につき837.20円 |
| (5) 割当価格の総額 | 57,348,200円 |
| (6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金1株につき418.60円
増加する資本準備金1株につき418.60円 |
| (7) 割当先及び割当株式数 | 野村證券株式会社 68,500株 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込期日 | 2020年5月8日 |
| (10) 手取金の使途 | |

今回の第三者割当増資による手取り額57,348千円につきましては、2020年3月26日に公表した「有価証券届出書の訂正届出書」に記載のとおり、連結子会社への投融資資金として研究開発資金、研究開発人員の人件費及び設備資金、当社の運転資金として人件費及び人材採用費に充てる予定であります。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,398,018	流 動 負 債	1,145,481
現 金 及 び 預 金	249,285	支 払 手 形	120,776
受 取 手 形	5,465	買 掛 金	253,468
売 掛 金	355,850	短 期 借 入 金	595,000
商 品 及 び 製 品	39,943	1年内返済予定の長期借入金	62,304
仕 掛 品	412,182	未 払 金	26,775
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	82,484	未 払 費 用	29,457
前 渡 金	15,837	未 払 法 人 税 等	9,406
前 払 費 用	8,315	前 受 金	22,063
短 期 貸 付 金	138,830	預 り 金	3,513
未 収 入 金	83,560	賞 与 引 当 金	14,475
そ の 他	6,263	受 注 損 失 引 当 金	8,241
固 定 資 産	504,068	固 定 負 債	189,387
有 形 固 定 資 産	54,719	長 期 借 入 金	113,612
建 物	48,881	退 職 給 付 引 当 金	73,901
構 築 物	1,823	そ の 他	1,874
機 械 装 置	66	負 債 合 計	1,334,869
車 両 運 搬 具	2,161	(純 資 産 の 部)	
工 具 器 具 備 品	1,786	株 主 資 本	567,217
無 形 固 定 資 産	3,708	資 本 金	125,000
ソ フ ト ウ ェ ア	3,261	資 本 剰 余 金	25,000
そ の 他	446	資 本 準 備 金	25,000
投 資 そ の 他 の 資 産	445,640	利 益 剰 余 金	417,217
関 係 会 社 出 資 金	318,348	利 益 準 備 金	6,250
関 係 会 社 株 式	118,836	そ の 他 利 益 剰 余 金	410,967
そ の 他	8,455	繰 越 利 益 剰 余 金	410,967
		純 資 産 合 計	567,217
資 産 合 計	1,902,086	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,902,086

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,324,725
売 上 原 価		1,914,084
売 上 総 利 益		410,641
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		477,966
営 業 損 失 (△)		△67,325
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,537	
受 取 配 当 金	163,740	
そ の 他	2,561	167,839
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,307	
売 掛 債 権 譲 渡 損	708	
為 替 差 損	10,894	
上 場 関 連 費 用	6,850	
そ の 他	13	22,774
経 常 利 益		77,740
税 引 前 当 期 純 利 益		77,740
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,384	
法 人 税 等 調 整 額	46,973	57,357
当 期 純 利 益		20,382

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年4月1日残高	125,000	25,000	25,000	6,250	390,584	396,834	546,834	546,834
事業年度中の変動額								
当期純利益	—	—	—	—	20,382	20,382	20,382	20,382
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	20,382	20,382	20,382	20,382
2020年3月31日残高	125,000	25,000	25,000	6,250	410,967	417,217	567,217	567,217

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

商品・原材料・貯蔵品及び一部の製品 …………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品・仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

尚、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10～50年

機械及び装置 2～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

② 受注損失引当金 …………… 受注契約に係る案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

③ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法 …… 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建	物	41,809千円
---	---	----------

② 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
-------	-----------

1年内返済予定長期借入金	62,304千円
--------------	----------

長期借入金	113,612千円
-------	-----------

計	375,916千円
---	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 200,456千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	272,492千円
--------	-----------

短期金銭債務	59,824千円
--------	----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,215,212千円
-----	-------------

仕入高	179,106千円
-----	-----------

営業取引以外の取引による取引高	165,329千円
-----------------	-----------

4. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	4,409千円
-------	---------

税務上の繰越欠損金	27,950千円
-----------	----------

見本品費	3,684千円
------	---------

退職給付引当金	22,510千円
---------	----------

未払費用(特別賞与)	4,068千円
------------	---------

棚卸資産の評価減	6,109千円
----------	---------

その他	4,344千円
-----	---------

繰延税金資産小計	73,075千円
----------	----------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△27,950千円
--------------------	-----------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△45,124千円
-----------------------	-----------

評価性引当額小計	△73,075千円
----------	-----------

繰延税金資産合計	-千円
----------	-----

繰延税金資産純額	-千円
----------	-----

5. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
株主	オムロンヘルスケア株式会社	(被所有) 直接 11.11%	当社製品の販売	血圧計の腕帯機器及び縫製自動機の製造販売	229,355	売掛金	74,376

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (※1)	科目	期末残高 (※1)
子会社	Matsuya R&D (Vietnam) Co., Ltd.	所有 直接 100.00%	当社材料の製造販売 当社製品の仕入 役員の兼任 金銭の貸付	材料の販売 (※2)	1,184,192	売掛金 未収入金	102,575 907
				資金の貸付 (※3)	貸付 109,470 回収 65,202	短期 貸付金	108,830
				配当金の受取 (※4)	163,740	—	—
	瑪茨雅商貿 (上海) 有限公司	所有 直接 100.00%	当社製品の販売 当社製品の仕入 役員の兼任	製品の販売 (※2)	30,628	売掛金	29,497
				製品の仕入 (※2)	66,765	買掛金	48,118
	タカハター株式会社	所有 直接 100.00%	役員の兼任 金銭の貸付	資金の貸付 (※3)	貸付 30,000 回収 30,000	短期 貸付金	30,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。
2. 取引条件及びその決定方針については、市場価格等を勘案し双方協議の上、決定しております。
3. 資金の貸付については、利率は市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して合理的に決定しております。
4. 配当金の受取については、子会社の株主総会等の機関決定された金額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	252円10銭
1株当たり当期純利益	9円06銭

7. 重要な後発事象に関する注記

一般募集による新株式の発行 ブックビルディング方式による発行
連結計算書類の注記事項(重要な後発事象)をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 松屋アールアンドディ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高村 藤貴 ⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松屋アールアンドディの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松屋アールアンドディ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社 松屋アールアンドディ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高村 藤貴 ⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松屋アールアンドディの2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

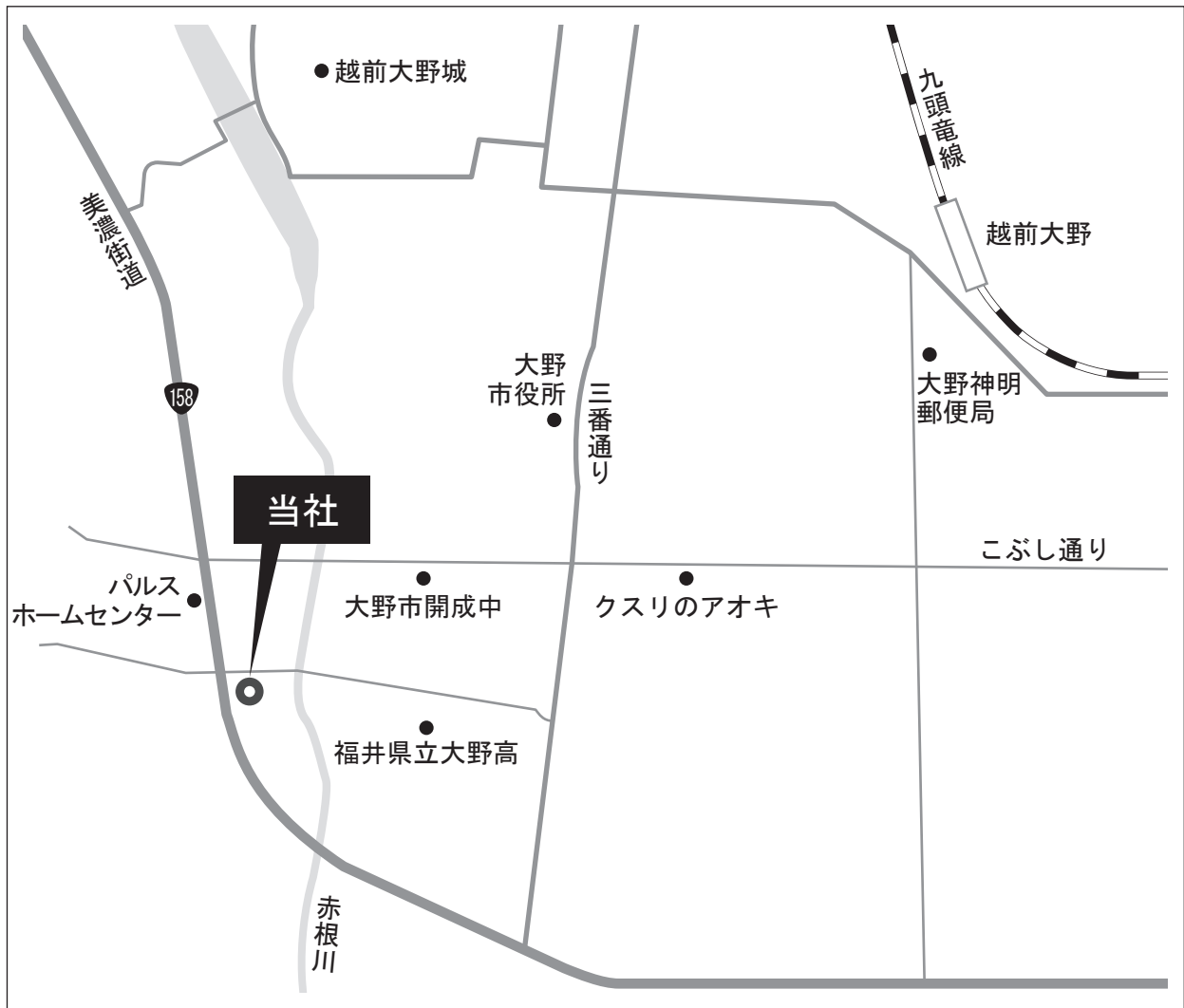
株式会社松屋アールアンドディ 監査役会
常勤監査役（社外） 田 中 正 一 ㊟
監 査 役（社外） 錦 見 光 弘 ㊟
監 査 役（社外） 漆 間 圭 吾 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 福井県大野市鍛掛20-1-2
本社会議室

会場付近案内図



会場最寄駅

- ① J R 「越前大野駅」より徒歩30分
- ② 京福バス 大野線（花山経由）「ヴィオ」バス停下車 徒歩約3分